

障害者福祉課

議案第110号

港区立障害者グループホーム条例等の一部を改正する条例について

令和7年4月に開設を予定している(仮称)南青山二丁目公共施設の4階及び5階に、障害者グループホームを整備するに当たり、港区立障害者グループホーム条例等の一部を改正します。

1 改正理由

(仮称)南青山二丁目公共施設内に整備する障害者グループホームの名称、位置及び定員を定めるほか、利用することができる者に新たに精神障害者を加えるため、その要件を定めます。

また、利用者が負担する食材料費、家賃及び光熱水費について、上限額を定めます。

2 改正内容

(1) 港区立障害者グループホーム条例(平成25年港区条例第49号)

ア 施設の名称、位置及び定員を定めます。

(ア) 名称 港区立障害者グループホーム南青山

(イ) 位置 港区南青山二丁目6番3号

(ウ) 定員 知的障害者 5人

精神障害者 5人

イ 利用することができる者に精神障害者を加え、その要件を定めます。

(ア) 区内に住所を有すること。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳を所持していること又は自立支援医療(精神通院医療)を受給していること。

(ウ) 共同生活援助に係る障害福祉サービス受給者証の交付を受けていること。

(2) 港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例(令和4年港区条例第64号)

ア 食材料費、家賃及び光熱水費の上限額を定めます。

なお、上限額は、現在港区立障害者グループホーム芝浦において利用者が負担している額と同額とします。

3 施行期日

(1) 区規則で定める日(令和7年4月1日予定)

(2) 公布の日

港区立障害者グループホーム条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

（目的）

第一条 この条例は、知的障害者、精神障害者等に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第十七項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）等を実施し、地域社会における自立生活を支援するため、港区立障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称、位置及び定員）

第二条 グループホームの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
港区立障害者グループホーム芝浦	東京都港区芝浦三丁目五番三十四号	知的障害者 五人
港区立障害者グループホーム南青山	東京都港区南青山二丁目六番三号	知的障害者 五人 精神障害者 五人

（事業）

第三条 グループホームは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業（港区立障害者グループホーム南青山にあつては、第二号に掲げる事業を除く。）を行う。

一～三（略）

現行

（目的）

第一条 この条例は、知的障害者等に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第十七項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）等を実施し、地域社会における自立生活を支援するため、港区立障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第二条 グループホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
港区立障害者グループホーム芝浦	東京都港区芝浦三丁目五番三十四号

（事業）

第三条 グループホームは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

一～三（略）

第四条 削除

(利用することができる者)

第五条 グループホームを利用することができる知的障害者は、次に掲げる要件を備える者とする。

一 三 (略)

2| グループホームを利用することができる精神障害者は、次に掲げる要件を備える者とする。

一 区内に住所を有すること。

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る法第五十四条第三項に規定する医療受給者証の交付を受けていること。

三 共同生活援助に係る法第二十二条第八項の障害福祉サービス受給者証の交付を受けていること。

3| 前二項に定めるもののほか、共同生活援助を利用することができる者は、就労し、若しくは法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業所その他障害者の支援を行う事業所(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)に通所していること又は就労し、若しくは障害福祉サービス事業所等に通所することが確

(定員)

第四条 グループホームの定員は、五人とする。

(利用することができる者)

第五条 グループホームを利用することができる者は、次に掲げる要件を備える者とする。

一 三 (略)

2| 前項に定めるもののほか、共同生活援助を利用することができる者は、就労し、若しくは法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業所その他障害者の支援を行う事業所(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)に通所していること又は就労し、若しくは障害福祉サービス事業所等に通所することが確実

<p>4 実と見込まれることを要する。</p> <p>4 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条 第一項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十 五条の四の規定による区の措置により共同生活援助又は短期入所を 利用する者（以下「被措置者」という。）については、前三項の規 定は適用しない。</p> <p>（中略）</p> <p>（利用の開始） 第八条 （略）</p> <p>（被措置者の利用） 第八条の二 被措置者が利用するグループホームについては、グルー プホームの利用状況等を勘案し、区長が指定する。</p> <p>（後略）</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規 定は、公布の日から施行する。</p>	<p>と見込まれることを要する。</p> <p>3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条 第一項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十 五条の四の規定による区の措置により共同生活援助又は短期入所を 利用する者（以下「被措置者」という。）については、前二項の規 定は適用しない。</p> <p>（中略）</p> <p>（利用の開始） 第八条 （略）</p> <p>（後略）</p>
--	--

港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第六十四号）新旧対照表（第二
条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>第九条から第十二条までを次のように改める。</p> <p>（利用料金）</p> <p>第九条 第七条の二の規定により契約を締結し、グループホームの事業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者（次項及び次条において「指定管理者」という。）に対し、次に掲げる費用の額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。</p> <p>一 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額（次号に掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）</p> <p>二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創</p>	<p>（前略）</p> <p>第九条から第十二条までを次のように改める。</p> <p>（利用料金）</p> <p>第九条 第七条の二の規定により契約を締結し、グループホームの事業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者（次条において「指定管理者」という。）に対し、次に掲げる費用の額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。</p> <p>一 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額（次号に掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）</p> <p>二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創</p>

<p> 2 前項第二号に規定する主務省令で定める費用のうち、次の各号に掲げる費用の額については、当該各号に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 </p> <p> 一 食材料費 月額三万三千円 二 家賃 月額二万円 三 光熱水費 月額六千円 </p> <p> (利用料金の減免等) 第十条 指定管理者は、区規則で定めるところにより利用料金(前条第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。)を減額し、若しくは免除し、又は当該費用の徴収を猶予することができる。 第十一条及び第十二条 削除 </p> <p> (後略) </p> <p> 付 則 この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。 </p>	<p> 費用の額 作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用の額 </p> <p> (利用料金の減免等) 第十条 指定管理者は、区規則で定めるところにより利用料金(前条第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。)を減額し、若しくは免除し、又は当該費用の徴収を猶予することができる。 第十一条及び第十二条 削除 </p> <p> (後略) </p>
---	---